

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊弘前駐屯地
第 3 8 0 会計隊派遣隊長 齋川 元

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

記

1 入札事項

件 名	規 格	数 量	単 位	搬出期限	搬出場所	代金納入期限
使用済自動車	使用済自動車一式 内訳表のとおり	23	台	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 1 1 月 2 0 日までに搬出)	陸上自衛隊弘前駐屯地	令和 8 年 11 月 20 日

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の買受け」に係る等級が A、B、C、D 等級であること。
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊弘前駐屯地 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会は実施しない。
入札日時場所：令和 8 年 9 月 3 日（木）10 時 00 分 第 3 8 0 会計隊弘前派遣隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争入札参加資格

- ア 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」の A、B、C 又は D 等級に格付けされ東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ウ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- エ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- オ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- カ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- キ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ク 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- ケ 上記クの「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 資本関係がある場合

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については子会社(会社法(平成 1 7 年法律第 8 6 号)第 2 条第 3 号及び会社法施行規則(平成 1 8 年法務省令第 1 2 号)第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。又は、a について子会社の一方が会社更生法(昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号)第 2 条第 7 項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。))又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)第 2 条第 4 号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。))が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社(会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選人された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社より落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (ア) 又は (イ) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

コ 現場の確認をしていること。または、現場確認をしなかったことによって生じる不利益は買取人の負担とすることを了承のうえ参加すること。

サ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 1 4 年法律第 8 7 号)(以下「自動車リサイクル法」という。)に規定する「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」及び「破砕業」のすべてを有する者であること。

シ 当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合に限り、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得別紙様式第 1 6 - 1 「再委託承認申請(届出)書」(以下「再委託承認申請書」という。)を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。 注意: 再委託者として承認された者は、本入札に参加できない。再委託承認申請書に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。電話等による確認期間: 提出時から令和 8 年 9 月 1 日 1 2 時 0 0 分まで(上記確認期間以降に再委託承認申請書を提出した場合、当該再委託を承認しない)

ス 下記の書類を令和 8 年 8 月 2 8 日 1 2 時 0 0 分までに提出した者であること(FAX、郵送、e-mail可)

- (ア) 自動車リサイクル法第 4 2 条第 1 項に規定する引取業者の資格の写し
- (イ) 同法第 5 3 条第 1 項に規定するフロン類回収業者の資格の写し
- (ウ) 同法第 6 0 条第 1 項に規定する解体業者の資格の写し
- (エ) 同法第 6 7 条第 1 項に規定する破砕業者の資格の写し
- (オ) 自動車リサイクル法第 3 1 条第 1 項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体(以下「受託共同事業体」という。)に所属する自動車リサイクル法第 3 1 条第 1 項に規定する解体業者又は破砕業者(以下「全部再資源化事業者」という。)であって、入札開始前までに自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類
- (カ) 全省庁統一競争参加資格の資格審査結果通知書の写し

セ 受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出でない者

ソ 自動車リサイクル法第 3 1 条第 1 項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去 3 年間に 1 0 0 台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日から最近 1 0 0 台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類の写し

(2) 現場確認の場所及び日時

- ア 場 所 陸上自衛隊弘前駐屯地
 - イ 日 時 令和 8 年 8 月 17 日～令和 8 年 8 月 28 日(土日祝日を除く) 09 時 00 分～15 時 00 分
- ※事前に担当者に連絡し、日時の調整をすること。

(3) 契約条項を示す場所

- ア 陸上自衛隊弘前駐屯地 第 3 8 0 会計隊弘前派遣隊 事務室
- イ 東北方面会計隊入札情報(H P) <http://www.mod.go.jp/gsdf/neae/nehq/koukoku/finindex.htm>

(4) 入札の日時及び場所

- ア 日 時 令和 8 年 9 月 3 日 10 時 00 分
- イ 場 所 陸上自衛隊弘前駐屯地 第 3 8 0 会計隊弘前派遣隊 入札室
- ウ 郵便入札期限 郵便等により入札書を提出する場合は、事前に分任契約担当官の承認を受けるものとし、入札書を封筒に入れて封入口及び継目に捺印し、その封筒の表に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「○月○日○時○分開札(件名・入札書在中)」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札日前日(前日が行政機関が定める休日の場合は、その前日)の 1 7 時 0 0 分までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。また、送付した旨を契約担当者まで通知するとともに、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

(5) 落札決定方法

- ア 消費税抜きの総額で入札する。入札書には消費税抜きの金額を記載すること
- イ 当隊所定の予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とする。
- ウ 落札となるべき入札をした者が 2 社以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない場合は入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

(6) 保証金に関する事項

ア 入札保証金：免除とする。ただし落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の5/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。

イ 契約保証金：免除とする。ただし契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。

(7) 損害賠償及び契約違反に関する事項

ア 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収する。

イ 契約違反が認められた場合は、指名停止措置の上申の措置を取る等、厳正に対処する。

ウ 契約相手方（中小受託事業者を含む。）が、自動車リサイクル法その他の法令に違反する事実を把握した場合は、指揮系統を通じて陸上幕僚監部監理部会計課経理班に報告する。

(8) 入札の無効

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 代理人の資格のない者の行った入札（代理人による入札の場合、入札前に委任状を提出）

ウ 入札金額、入札者氏名及び押印された印影が判別しがたい場合

エ 上記（4）ウで示した時間までに到着しなかった郵便による入札

オ 入札者等の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

カ その他、入札に関する条件に違反した入札

(9) 契約書作成の要否

ア 落札者は、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により仕様書を添付した契約書を作成提出する。契約金額の内訳は、車両ごと設定した単価×数量の合計額とする。

イ 適用する契約条項

（ア） 契約条項 不用物品売払契約条項

（イ） 特約条項 談合等の不正行為に関する特約条項・暴力団排除に関する特約条項及び売払い物品の解体に関する特約条項

ウ 売払い物品の解体に関する特約条項における第1条の表中「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して必要な提出書類を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする」として使用する。

エ 契約成立の時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。

(10) 契約条件の概要

ア 契約者は国側の承認を得ないで本契約の権利、義務を第三者に譲渡を認めない。また、一括再委託させること、担保に供することも認めない。

(11) 入札書の記載

ア 金額の訂正及び修正液の使用は無効とする。

イ 入札書を提出する場合、次の誓約事項に同意のうえ、入札書に記載する。

（ア） 当社（私（個人の場合）は、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

（イ） 上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

(12) その他

ア 電報・電話による入札は認めない。

イ 入札日時に遅れた者の入札は認めない。

ウ 入札参加者は、資格審査結果通知書の写しを入札前に提出すること。

エ 代表権のない者の入札は無効となるため、代理人による入札の場合は、入札前に委任状を提出すること。

オ 代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

カ 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。

キ 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。

ク 契約締結後、契約相手方、車種等の契約に係る細部情報について、自衛隊等のホームページ上に掲載する。

ケ その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒036-8144 弘前市大字原ケ平字山中18-117

入札に関する事項

陸上自衛隊弘前駐屯地 第380会計隊弘前派遣隊 契約班

T E L 0172-87-2111 内線 349（担当：福原）

F A X 0172-87-2142

e-mail C01D8333@inet.gsdf.mod.go.jp

売払物品及び現場確認に関する事項

陸上自衛隊弘前駐屯地 業務隊 補給科

T E L 0172-87-2111 内線 329（担当：唐牛）